

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	和歌山県歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人和歌山県歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
歯科衛生士専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	832時間	240時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務室に備え付で、申請があれば閲覧・公表

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名

(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	和歌山県歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人和歌山県歯科医師会

### 1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	和歌山県歯科衛生士専門学校 学校関係者評価委員会
役割	具体的な学校運営の改善のための分析及び助言、学校運営が適切になされているか確認し、信頼される魅力のある学校づくりにつなげる。

### 2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
現職 一般社団法人和歌山県歯科衛生士会 会長	2023年6月25日 ～ 2025年6月24日	和歌山県歯科衛生士会 会長
現職：歯科医院 歯科衛生士	2023年6月25日 ～ 2025年6月24日	本校卒業生で地元の歯科医院に勤務
前職：本校職員	2023年6月25日 ～ 2025年6月24日	元教務主任
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	和歌山県歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人和歌山県歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画は、各教科担当講師と相談の上、1月中に作成し、2月の定例理事会で承認を得たのち、3月に公表している。</p> <p>学生の授業準備や教員相互の授業内容調整資料等のために、授業計画には、科目名、担当教員、単位数、授業時間数、授業形態、教本名、到達目標、各回の授業内容、評価方法等が記載されている。教員は講師控え室に備付で自由に閲覧できる。</p> <p>学生には、各学年のはじめに配布し説明。</p> <p>受験生および一般の方は、事務室備付で、申請があれば自由に閲覧できるようにしている。</p>	
授業計画書の公表方法	事務室備付で、申請があれば閲覧・公表。
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学業成績は、学科試験及び実習並びに履修状況によって決定している。</p> <p>あらかじめシラバス等で提示している授業目標をどれだけ達成したかを測り、合否判定を行う。試験の成績だけでなく、レポートや実習の取組などで意欲を評価するため、レポート等提出物を点数化し評価、また実習においては、客観的な評価項目を設定し、点数化し評価することにより、担当教員の主観ではなく、客観的に評価するようにしている。最終、教員会に諮りより客観的に判定する。</p> <p>授業科目を履修し、その試験(実技試験を含む)に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。</p> <p>進級及び卒業の認定は、学業成績、出席状況について評定の上、理事会の議を経て、学校長が行う。</p> <p>当該学年の履修単位を取得できていない者は、進級を認めない。</p> <p>所定の履修単位を取得していないものは卒業を認めない。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)  
GPA を用いて成績状況の把握を行っている。

成績評価の基準と GP, GPA は以下のとおり。

成績の評価		G P
点数	成績表示	
100～90	A	4.0
89～80	B	3.0
79～70	C	2.0
69～60	D	1.0
59～0	E	0

以下の計算式に基づいて算出。

$$\frac{(4 \times A \text{の修得単位数}) + (3 \times B \text{の修得単位数}) + (2 \times C \text{の修得単位数}) + (1 \times D \text{の修得単位数})}{\text{履修したすべての科目の単位数の合計}}$$

客観的な指標の  
算出方法の公表方法

事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)  
進級及び卒業の認定は、学業成績、出席状況について評定の上、理事会の議を経て、学校長が行う。  
所定の履修単位を取得していないものは卒業を認めない。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	和歌山県歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人和歌山県歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務室にて備付で、申請があれば閲覧・公表
収支計算書又は損益計算書	事務室にて備付で、申請があれば閲覧・公表
財産目録	事務室にて備付で、申請があれば閲覧・公表
事業報告書	事務室にて備付で、申請があれば閲覧・公表
監事による監査報告（書）	事務室にて備付で、申請があれば閲覧・公表

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		歯科衛生士専門課程	歯科衛生士科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3052 単位時間/単位	1412 単位時間/単位	27 単位時間/単位	1598 単位時間/単位	15 単位時間/単位	
			3052 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		79人	0人	4人	40人	44人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）授業計画は、各教科担当講師と相談の上、1月中に作成し、2月の定例理事会で承認を得たのち、3月に公表している。学生の授業準備や教員相互の授業内容調整資料等のために、授業計画には、科目名、担当教員、単位数、授業時間数、授業形態、教本名、到達目標、各回の授業内容、評価方法等が記載されている。
成績評価の基準・方法
（概要）学業成績は、学科試験及び実習並びに履修状況によって決定している。授業科目を履修し、その試験（実技試験を含む）に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。
卒業・進級の認定基準
（概要）進級及び卒業の認定は、学業成績、出席状況について評定の上、理事会の議を経て、学校長が行う。当該学年の履修単位を取得できていない者は、進級を認めない。所定の履修単位を取得していないものは卒業を認めない。
学修支援等
（概要）少人数制できめ細やかな指導で学生支援を行っている。実習を欠席した場合は、補講を行い、実技修得に遅れがでないように配慮している。成績不良者には保護者面談を行うなど、家庭・学校の両面から学生を導いている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
26人 (100%)	0人 (0%)	25人 (96.2%)	1人 (3.8%)
（主な就職、業界等） 歯科診療所			
（就職指導内容） 個別相談を行っている。ミスマッチを防ぐため、実際の診療を必ず見学するように指導。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 歯科衛生士免許取得			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
92人	7人	7.6%
（中途退学の主な理由） 進路変更、体調不良、学業不振		
（中退防止・中退者支援のための取組） 個人面談の上、必要に応じて保護者に連絡。成績不良者にはレポート添削等の個人指導を行っている。中途退学者には、何かあればいつでも相談可であることを必ず伝えている。		

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生 士科	400,000 円	200,000 円	200,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

### b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表。		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者委員会の構成は、関連業界関係者 1 名、卒業生 1 名、教育に関し知見を有する者 数名、その他学校長が必要と認める者 数名で構成され、年 2 回以上開催される。自己評価 (専門学校等評価基準 Ver. 4.0 準拠版) によるその年度の重点目標および各評価項目 (基準 1 ~ 10) についての意見や学校の課題や今後の方策について提示して頂き、現場で求められる歯科衛生士の能力の習得など、学生の資質向上につなげる。また、学生が歯科衛生士免許取得に向けて学びやすい環境が提供できる学校運営に努める。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
元職員	2023 年 6 月 25 日 ~2025 年 6 月 24 日	元和歌山県歯科衛生士 専門学校教務主任
一般社団法人和歌山県歯科衛生士会	2023 年 6 月 25 日 ~2025 年 6 月 24 日	会長
歯科医院 勤務	2023 年 6 月 25 日 ~2025 年 6 月 24 日	卒業生
歯科医院 勤務	2023 年 6 月 25 日 ~2025 年 6 月 24 日	和歌山県歯科衛生士専 門学校 理事長・学校長
歯科医院 勤務	2023 年 6 月 25 日 ~2025 年 6 月 24 日	和歌山県歯科衛生士専 門学校 副理事長
歯科医院 勤務	2023 年 6 月 25 日 ~2025 年 6 月 24 日	和歌山県歯科衛生士専 門学校 副校長
歯科医院 勤務	2023 年 6 月 25 日 ~2025 年 6 月 24 日	和歌山県歯科衛生士専 門学校理事
歯科医院 勤務	2023 年 6 月 25 日 ~2025 年 6 月 24 日	和歌山県歯科衛生士専 門学校理事
歯科医院 勤務	2023 年 6 月 25 日 ~2025 年 6 月 24 日	和歌山県歯科衛生士専 門学校理事

歯科医院 勤務	2023年6月25日 ～2025年6月24日	和歌山県歯科衛生士専門学校理事
歯科医院 勤務	2023年6月25日 ～2025年6月24日	和歌山県歯科衛生士専門学校理事
歯科医院 勤務	2023年6月25日 ～2025年6月24日	和歌山県歯科衛生士専門学校理事
歯科医院 勤務	2023年6月25日 ～2025年6月24日	和歌山県歯科衛生士専門学校理事
歯科医院 勤務	2023年6月25日 ～2025年6月24日	和歌山県歯科衛生士専門学校理事
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価委員会報告書。事務室に備付で申請があれば閲覧・公表。		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校のホームページに記載 <a href="http://wdhc8020.ec-net.jp">http://wdhc8020.ec-net.jp</a>
---



(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H130310000036
学校名 (〇〇大学等)	和歌山県歯科衛生士専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園等)	一般社団法人和歌山県歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		14人	13人	14人
内訳	第Ⅰ区分	－人	－人	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
	第Ⅳ区分	－人	－人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				14人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下）	人	0人	0人

G P A等が下位 4 分の 1	人	0 人	一人
出席率が 8 割以下その他学 修意欲が低い状況	人	0 人	0 人
計	人	0 人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。